

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 36 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 14 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第 3 表、繰越明許費補正では、「ペットボトル等処理センター費として 4,000 万円の繰越明許費補正が設定されているが、この事業内容と繰越明許費を設定した理由は何か」との質疑に対し、当局より、「企業からペットボトル等処理センターの跡地を利用して発電事業を行いたいとの申し出があり、跡地の貸し出しにあたり、影響があると考えられる、敷地に埋却されているごみの撤去と土の入れ替えを行う事業である。なお、跡地利用が正式決定したのが昨年 10 月 6 日であり、それ以降ペットボトル等処理センターの仮施設を建設、解体という流れで進めてきており、それに伴い事業の着手が遅くなった。入れ替え後の地盤のことを考えると雪解け後に行わなければならない、繰越明許費を設定するものである」との答弁がありました。

また、「土の入れ替えについては、今回の企業からの申し出が無くても行う予定だったのか。また、そうだとすれば議会への説明はされていたか」との質疑に対し、当局より、「ペットボトル等処理センターを全て解体する際は基礎を掘り起こさなければならない、その際にごみが出た場合は法律上すべて撤去し処理しなければならない。解体にあたりごみが出てくると予測しており、令和 5 年度当初から予算措置をしていたが、議会に詳しく説明はしておらず、その点はお詫び申し上げたい」との答弁がありました。

また、「ごみ等、跡地利用の際に支障となるものについて市と企業とのやりとりはどのようなになっているか」との質疑に対し、当局より、「企業には旧東部環境保全センター跡地の部分も含めてごみ等が出る可能性がある」と話している」との答弁がありました。

歳出 3 款、民生費では、「産後ファミリー応援事業と児童扶養手当について、大きく減額されている理由は何か」との質疑に対し、当局より、「産後ファミリー応援事業については、当初の積算単価よりも実績単価が下

がったことから、その部分を減額したものである。また、児童扶養手当については、毎年少しずつ該当者数が減少しており、減額している状況である」との答弁がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、寿松木孝委員より、反対の立場で、「ペットボトル等処理センター費に関して、場所を選定するにあたり市として本来取らなければならなかった公募及び利活用調査を全く実施していない中で企業と契約をしようとしている。また、今回の事業費の内容について常任委員会、常任委員会協議会においても説明すらされていない状況の中で繰越計上している。さらには、この土地の隣が最終処分場であり不安定な場所の中、土の入れ替えを計画しているところ自体にもそれなりにごみが埋まっていることが予想されている中で十分な調査ができていない。そのような中で、今回予算化して進めていくことに対して非常に懸念を覚えるものである。事業自体の推進については、各委員の議論を聞いても特別反対するものではないが、明確な答弁が得られない中で議会としてこれを判断するには非常に厳しい状況にあり、本案に反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者可否同数となり、分科会長裁決により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 37 号、令和 5 年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）については、「一般会計への繰入れ」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 38 号、令和 5 年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）及び議案第 39 号、令和 5 年度横手市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）の 2 件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 40 号、令和 5 年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「介護施設について民営化の動きはあるか」との質疑に対し、当局より、「民営

化については今のところ全く議論はされていない。いずれ検討を始める際は相談をさせていただきたい」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 41 号、令和 5 年度横手市病院事業会計補正予算（第 3 号）について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 15 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 3 款、民生費では、「国の説明が分かりづらいと感じる部分もあり、誤解している自治体がかなりあるという中で、何かしら国に申入れなどをする予定はないのか」との質疑に対し、当局より、「市として認識できていなかったのが第一であり、適正に行っている自治体もあることを踏まえると国に申し入れるのは難しいと感じている。ただ、全国的に認識誤りがあるということは当時の周知の仕方にも問題があったように思う。法的な解釈や情報収集について努力していかなければ、こういったミスは防げないと感じている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 36 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 14 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 6 款、農林水産業費では、「6 次産業施設整備支援事業について、漬物製造者の目標と実績はどのくらいの乖離があったのか。また、今後の課題と対策についてどのように考えているのか」との質疑に対し、当局より、「漬物製造者に対する令和 3 年のアンケートでは、回答数 158 人のうち設備投資して継続を希望する方が 10 人、迷っている方が 90 人、高齢であることなどを理由に継続を希望しない方が 58 人であった。直近のアンケートでは、回答数 187 人中 99 人が継続することとしている。最初のアンケートで迷っている方に継続してほしいという思いで、目標を 100 人として事業を進め、概ね達成できたと判断している。今後の課題は製造者の減少による販売額の落ち込みだが、継続される方の販売を支援していくとともに、いぶりがっこ生産者を増やす対策として、よこて農業創生大学事業の農業技術研修にいぶりがっこコースを設置し、担い手の育成を図っていきたい。また、地域資源活用や食文化の観点から、販売を断念した方の漬け方やレシピをどのように保存・継承していくのかという点も併せて考えていきたい」との答弁がありました。

また、「造林事業費が 8,834 万 1,000 円の減額となっている。国からの補助金配分が減額されたためとのことだが、最初のすり合わせはどのようになっていたのか」との質疑に対し、当局より、「この補助金については、国の補助に県費も上乘せされている。要望にあたっては県との協議により、市有林の経営計画のスギ林における 1 年間で施業可能な最大面積で算出しているが、ここ数年、配分される補助金は要望額より大幅に少ない額となっている。また、一昨年 10 月に発生した大手合板工場での火災の影響によりスギの流通が滞ったため、当初予定していたスギの造林地での事業を急遽カラマツの造林地に切り替えて行ったが、施業面積や作業道の敷設延長の減により事業実績が減少したことなどもあり、トータルで大幅な減額となったものである」との答弁がありました。

このほか、「農業振興費の減額要因」や「畜産振興費における一般財源の増額理由」についての質疑がありました。

8 款、土木費では、「雪国よこて安全安心住宅普及促進事業の対象工事」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 42 号、令和 5 年度横手市水道事業会計補正予算（第 4 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「雄物川浄水場について、計画策定時よりも人口減少が進んでおり、当初予定していた規模が本当に必要か疑問であるが、事業計画の見直しは考えているか。また、雄物川浄水場の規模を大きくしなくても、大沢浄水場をフル稼働させることで補えるのではないか」との質疑に対し、当局より、「雄物川浄水場については、給水範囲の水需要予測に基づいて 1 日当たり 3,000 トンの浄水能力を確保する予定であるが、現時点ではそれを変更することは考えていない。確かに人口減少は進んでいるが、給水範囲の中には未普及地区もあり、そういった方々の要望に応えるためには現状の施設能力が妥当であると考えている。また、生産の効率性を目指して現在ある浄水場を減らしていくことに対しては、大沢浄水場の給水能力をあてがっていく方向で考えている」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「新しい浄水場になり設備が最新式になると、原水を作るためのコストが高くなると思う。それが水道料金に跳ね返ると、市の財政を圧迫し市民サービスも低下する。そうならないように、常に計画の見直しを図ってほしい」との意見がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 43 号、令和 5 年度横手市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「山内浄化センターを横手処理区に統合して県の処理センターにつなげたことにより、経費が削減され黒字になる見込みが高くなったと思う。このような経営方針はほかの地域でも考えているのか」との質疑に対し、当局より、「生活排水処理構想の中では、現在進めている大森地域の 3 処理区の統合のほか、令和 13 年度に着手を予定している今泉浄化センターの植田浄化センター

への統合により、施設の数減らして効率的な運営をしていきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会総務文教分科会分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 36 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 14 号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、第 2 表、継続費補正では、「大型公共施設整備事業について、国土強靱化債が借り入れできなくなったとのことだが、その経緯は。また、国の補正予算を活用しなかった理由は何か」との質疑に対し、当局より、「昨年 12 月上旬、県に起債の 2 次申請をした。書類審査など様々なやり取りをする中で、6 億 5,000 万円の国庫補助金は補正予算に伴う交付金ではなく、当初予算で採択になった交付金であることから、国土強靱化債の対象にならないのではないかという状況となった。その後、12 月 26 日に最終的に国へ足を運び、国土強靱化債が令和 5 年度の対象にはならないということを確認したため、横手体育館には合併特例債を充当することに至った。また、体育館は 11 月 1 日に工事に着手しており、翌年度分を前倒ししてまで工事が進むことは想定できなかったことから、補正予算としては手を挙げなかった」との答弁がありました。

このほか、「小中学校空調設備整備事業における理科室へのエアコン設置状況と今後の整備計画」についての質疑がありました。

討論では、高橋聖悟委員より、反対の立場で、「先の総務文教常任委員会において、議案第 26 号の雄物川中央公園・雄物川民家苑木戸五郎兵衛村の指定管理議案が否決すべきものとなった。指定管理者制度の導入にあたり、施設管理型の設定であったものの、委員会審査の中で地域振興のための指定管理という施設経営型であるという説明に変化していったと感じた。そうであるならば、指定管理料にも変化があるだろうし、例規の在り方からも離れてしまう。このままでは、指定管理者の業務にも影響が生じるのではないか。また、施設管理型であるならば直営で良いのではという委員からの意見もあった。よって、予算の積算、設計も成り立っていない、この債務負担行為補正は認められないことから、第 4 条債務負担行為補正の令和 5 年度雄物川中央公園・雄物川民家苑指定管理業務委託は削除すべきである」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立少数により否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 55 号、令和 5 年度横手市一般会計補正予算（第 15 号）については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会厚生分科会分科会長報告

厚生分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 45 号、令和 6 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「マイナンバーカードの交付率が上がってきているが予算措置状況はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「会計年度任用職員の減員や、出張申請について現状の公用車で対応できる見込みがたったことから、車両の借上げを廃止するなど交付状況に応じた予算措置としている」との答弁がありました。

2 款では、このほか、「住民票等証明書のコンビニでの交付率」や「マイナンバーカードの交付目標」についての質疑がありました。

3 款、民生費では、「特別障害者手当等給付事業について今年度からの予算増減はどのようになっているのか。また、特別障害者手当の手続きなどの周知はどのようにしているのか」との質疑に対し、当局より、「窓口で障害者手帳を取得する際に特別障害者手当に該当すると思われる方へは交付の際に説明を行っている。また、医療機関から勧められて手続きを取られる方もいる。予算については、今年度新規申請者よりも、亡くなられたり施設入所されたりして資格喪失となる方が多かったため、実績に応じて若干減額することとしている」との答弁がありました。

また、「空き家について年々解体しながらも増えているように感じる。空家等除却費補助事業について特定空家等 5 件、その他空き家 40 件と計上しているがその根拠はどのようになっているのか」との質疑に対し、当局より、「今年度はその他空き家の予算は 15 件分しか予算計上していなかった。しかし、要望が想像以上に多く、ほかの予算を流用し 33 件まで補助金を交付したが、その後も補助金の問い合わせがあったことから 40 件に増やしたところである。特定空家等については、資力的に厳しい方がほとんどであり今年度の実績もなかったことから 5 件分を計上している」との答弁がありました。

また、「敬老事業が補助金交付事業となり 2 年目の予算となる。今年度の実施状況を見ると、ある程度大きなまとまりの町内会などでなければ

利活用ができず、ほとんど開催できなかつたと思われるが分析を行っているか」との質疑に対し、当局より、「今年度の実績が少なく分析が難しい状況であるが、実施主体について横手地域は100%町内会、そのほかの地域はサークルや婦人会、山内地域は区単位など100%町内会以外であった。人数については最少5人から最大107人で事業内容についても様々であった。地域の実情に応じて自由にたくさんの団体に使っていただけるように窓口では様々なケースを想定し助言をしている。また、1年間やってきた中で蓄積された課題や改善点などを踏まえ、使いやすい制度としていきたい」との答弁がありました。

3款では、このほか、「市民後見推進事業」や「市民の生活状況に関する調査」、「学童保育施設整備事業」についての質疑がありました。

本案について、起立採決の結果、出席者起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号、令和6年度横手市国民健康保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「国保特会から一般会計への繰出しを行うことに至った経緯について確認したい」との質疑に対し、当局より、「これまで2年にわたり複数の議員から法定外繰入分の一般会計への繰出しについて意見をいただき検討を進めた。その結果、国保特会では法定外繰入せずとも黒字であったことが分かり、本来一般会計で負担すべきと思われるペナルティ分を除き、一般会計へ繰出しを行うものである。この会計処理については、特別会計から一般会計へ繰出すことについて問題がないか県に確認をしており、法律上は問題にならず、補助金の返還についても特段ペナルティはあるという回答はなかったため進めたものである」との答弁がありました。

また、「私が県に確認したところ、国保特会から法定外繰入の分であっても、一般会計で事業化するとすれば、繰出した部分がしっかり分かる形でなければルール違反になるとのことであった。一般会計に戻して充当する事業は任意予防接種だけでなく、児童福祉や補聴器の補助など一般の人が使える事業もある。明確に分かる形で繰出しを行うとすれば財政調整基金に積み立てるなどして、一般財源化しないとクリアできないと思われる。繰出した後の使い道も含めて県に問い合わせたのか」との質疑に対し、当局より、「国保特会から一般会計に繰り出した後のことについて確認はしていない」との答弁がありました。

これについて、委員より「その部分が微妙である。一般財源化したから何にでも使ってもよいということには非常に違和感を覚える。国保特会は国保加入者の保険税でできているものである。一般会計から法定外で繰入れを行ったとしても、一度国保特会に入ったということは国保特会のお金になったものである。国保特会から取り出すためにはしっかり手順を踏まなければ大変危険と思われるが、本当に大丈夫なのか」との質疑に対し、当局より、「県に一般財源化した後の処理について問い合わせしたところ、市の財政サイドで決定していただいて問題なく、ペナルティとなるものではないとの回答があった」との答弁がありました。

また、「法定外繰入だったことがしっかり分かる形で様々条件が付いた状況で今回繰出しをしたが今後の方向性はどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「法定外繰入をしたのは、国保特会自体の基金が底をついたことから認められた経緯がある。今回戻さなかった部分は市が行っているマル福事業を行ったがために国から補助金が受けられなかった部分である。それについては、市の施策でペナルティを受けた部分であり一般会計へ戻すべきでないと考え、それ以外を戻すような形としている。そのため、さらに法定外を一般会計に繰り入れすることは考えておらず、今後同じような状況が発生するかは分からないが、今回は特例的な形で提案したものである」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「議会の判断が違う方向に行ってしまう可能性もあるので、今後、同じようなイレギュラーなことや新たな事業など変化のある際はしっかりとした説明をお願いする」との意見がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 47 号、令和 6 年度横手市後期高齢者医療特別会計予算については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 48 号、令和 6 年度横手市介護保険特別会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「認知症総合支援事業について、昨年度より金額が増えているが事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、当局より、「この事業については、令和 5 年度まで認知症高齢者見守り事業の中に認知症予防講演会など複数の事業予算が混在した状態であ

ったことから、国の交付金の基準に合わせ整理したものである。そのため、全体としては今までどおりの事業となっている」との答弁がありました。

このほか、「介護相談員派遣事業」、「施設入所に関する市の対応」、「通所型サービス」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 49 号、令和 6 年度横手市市営介護サービス事業特別会計予算については、「職員の充足状況や事業内容」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 52 号、令和 6 年度横手市病院事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「医師の勤務状況などについて働き方改革の影響はあるのか」との質疑に対し、当局より、「現在、横手病院、大森病院とも、医師の働き方改革による時間外労働等の上限規制である年間 960 時間を超えて勤務している医師はいない。現状では、4 月以降も影響はないと認識している」との答弁がありました。

このほか、「医師や看護師の充足状況」についての質疑がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会産業建設分科会分科会長報告

産業建設分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 44 号、令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入れについて及び議案第 50 号、令和 6 年度横手市市営温泉施設特別会計予算の 2 件については、一括議題にして審査いたしました。

主な質疑と答弁を申し上げますと、「各施設における利用者 1 人当たりの繰入額はいくらか」との質疑に対し、当局より、「一般会計繰入額を想定利用者数で割ると、さくら荘で 909 円、ゆっふるで 538 円、ゆとりおん大雄で 1,101 円となる」との答弁がありました。

議案 2 件については、いずれも討論はなく、議案第 44 号は、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、議案第 50 号は、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 45 号、令和 6 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 5 款、労働費では、「高校生の地元への就職率はどのようになっているか。また、子どもたちが地元で働いてもらえるような取り組みを進めることが重要だと思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「市外在住者も含めた横手市管内の高校に在籍する令和 5 年度の卒業生 740 人のうち、就職予定の方が 146 人であり、その中で横手市に就職予定の方は 54 人となっている。また、県と市、ハローワークと共同で中学生・高校生の地元定着を目指した企業説明会を毎年開催しているほか、小学生にも市内企業の魅力を知ってもらい、地元で定着してもらえるような取り組みを実施している」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「子どもたちだけではなく、保護者に対して地元企業を知ってもらうことも必要だと思うので、その部分にも力を入れてほしい」との意見がありました。

5 款では、このほか「就職情報総合ポータルサイト『ジョブナビ』構築事業」についての質疑がありました。

6 款、農林水産業費では、「農業人材確保事業について、技能実習制度

が来年度廃止されることを理解した上で体制づくりを行っていくのか」との質疑に対し、当局より、「技能実習制度が新たな制度に移行する予定であることは理解している。この事業を進めるにあたっては、外国人材の受け入れ制度をこの地域でどのように活用できるのか確認した上で、新しい制度に対応するための検討も行っている。冬期間の就労場所が少ないことが農業分野での一番の課題なので、まずは民間の事業者、監理団体のノウハウを生かす形で、外国人材の活用について経営者の方々に制度内容を知ってもらい、事例を積み上げることで人材確保の方向性を見出していきたいと考えている」との答弁がありました。

7 款、商工費では、横手版オンデマンド・エアポートライナー運行事業と関西圏観光客誘致事業について、「関西圏をターゲットにする理由は何か」との質疑に対し、当局より、「大阪・関西万博の開催を控え関西圏は注目を浴びており、そこで横手市や横手のかまくらをPRすることによって、知名度が関西圏のみならず全国、全世界に広まっていくことが期待できる。また、関西では雪が降らないため、雪や雪国に対してのあこがれが強いと思われることもあり、冬季の強みを発揮できると考えている。さらに、関西圏から航空便を利用して来る多くの旅行客に市内に宿泊してもらうことで、観光消費額が大きくなることが見込まれることから重要なターゲットにしている」との答弁がありました。

また、「この事業を行うことでどの程度の誘客を見込んでいるのか。また、横手市にお金を落としてもらうことが最終的な目的だと思うが、どうなればこの事業が成功したと言えるのか」との質疑に対し、当局より、「令和6年度には関西圏から全宿泊客の5%に当たる1万3,000人の誘客を見込んでいる。また、宿泊した場合の観光消費額の単価は1人1日当たり3万5,530円と試算されており、掛け合わせた4億6,189万円を関西誘客事業全体の経済効果の目標としている」との答弁がありました。

また、「いわゆる白タク行為には該当しないという点を運輸局に確認したとのことだが、この事業のスキームをきちんと説明した上での回答だったのか」との質疑に対し、当局より、「市で想定したいろいろな事業パターンを示して内容を説明した上で秋田運輸支局に確認している。また、支局から東北運輸局にも確認してもらい、自治体が運送事業を行う場合においても、運行にかかる実費のみの利用者負担を求める場合は、道路運送法における許可又は登録は不要であるとの回答を得ている」との答弁がありました。

また、温泉観光施設費について、「鶴ヶ池荘の消防制御盤の修繕工事費と実施設計等委託費で2,093万2,000円が計上されているが、どの部分に不具合が生じているのか。また、何者から見積もりを取ったのか」との質疑に対し、当局より、「有事の際に自動的に消防に通報される仕組みになっているが、それができない状況になっている。また、施設内の防火扉、排煙口と制御盤の連絡もうまく作動しない状況であり、現在設置されている制御盤のメーカーに確認してもらった上で、市内業者1者から見積もりを取ったものである。鶴ヶ池荘が建築されてからかなりの年数が経っており、部品製造が終了し制御盤の一部だけを交換することができないため、一式を交換しようとするものである」との答弁がありました。

また、「中古の部品や制御盤がないかを探したり、施設の機能を一旦止めて対応することができないか検討するなど、少しでも経費を削減するための努力をしたのか」との質疑に対し、当局より、「部品交換など応急処置で対応できないかや、休館しているさわらびの制御盤を活用できないかをまず検討したが、耐用年数を大幅に過ぎており、ところどころの部品交換での対応は厳しいというのがメーカーの見解であった。また、市として鶴ヶ池荘は再開を目指す施設と位置づけているが、一旦施設を止めてしまうと今動いている設備類の老朽化が進むのが早くなってしまい、今後さらに改修費用がかさむリスクが高まり、場合によっては復活できない状況になる可能性もある。すぐに工事発注するわけではないので、実施設計の中で経費削減できないか検討していきたい」との答弁がありました。

また、「市営温泉施設の方向性については何度も聞いているが、指定管理候補者がいるのかも分からず、本当に再開できるか先が見えない状況で多額の予算を投入することは納得できない。この予算を認めてしまえば、この後の改修費も全て認めなければいけなくなると考えるがどうか」との質疑に対し、当局より、「工事のコストとどの施設を維持していくのかということを一パッケージで考えている。方向性については、産業建設常任委員会の中でも相当やり取りをして積み上げてきたものであるため、了解いただけたものと捉えている。12月定例会の市長の所信説明のとおり、鶴ヶ池荘は再開を目指す方向性であり、それに向かって具体的に進めていきたいということで今回提案しているものである」との答弁がありました。

7 款では、このほか「地域おこし協力隊活用事業における成果の判断基準」や「よこて観光地域づくり推進事業における横手市観光推進機構やJRとの連携」、「民間温泉施設支援事業の目的」についての質疑がありました。

8 款、土木費では、「くらしのインフラ整備事業について、事業量を平準化するべきだと思うが、舗装補修を重点的に行い、各地域局2路線ずつ実施するという方針は今後も続けていくのか」との質疑に対し、当局より、「財源として緊急自然災害防止対策事業債を充当しているが、令和7年度までの時限財源となっているため、引き続き制度の延長を要望し、この事業量を続けていきたい」との答弁がありました。

これに対し、委員より、「業者育成と住民サービスの両面から、ある程度財源を確保して事業を進めていってほしい」との意見がありました。

また、「街路灯・防犯灯管理費について、街路灯のLED化はどの程度進んでいるのか。また、ハイウェイ灯はどのように対応していくのか」との質疑に対し、当局より、「街路灯・防犯灯は全てLEDに更新したと認識している。ハイウェイ灯は位置等を調査している状況であり、いずれはLED化に向けて事業化していきたいと考えている」との答弁がありました。

8 款では、このほか「FM計画における道路改良の方向性」や「横手駅前自転車駐車場の維持管理」についての質疑がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

討論では、佐藤誠洋委員より、反対の立場で、「7 款商工費1 項3 目、観光誘客推進事業中の横手版オンデマンド・エアポートライナー運行事業について、1 点目に事業展開前の観光客の動向調査が不明であり、この事業の目的や、どれほどの成果を期待しているか分からない。観光事業は観光そのものが目的ではなく手段である。よそから市内にお金を落としてもらってどれだけ市内経済循環に寄与したかを目的とすべきであり、この視点が欠落している。また、関西圏からの航空便利用者の利便性向上のためとしながら、実際は誰が利用してもよいとのことであり、公金を使って市が旅客運送業を行うことになる。2 点目に、道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様についての改正は、市町村やボランティア団体等が行う地域公共交通の福祉的な意味合いの事業に対応するための通達である。そのため、この事業は市が公金を使って、いわゆる白タク行為を行うことになる疑義が拭いきれない。3 点目に、

道路運送法では、輸送の安全及び利用者の保護のための措置が求められているが、この事業では市の会計年度任用職員に空いているローテーションでワゴン車を運転させるとしており、職員の負担があまりにも大きい。また、新たに職員の教育も必要となるため、この負担も大きい。『現場は人が動く』ということ認識すべきであり反対する」との討論がありました。

また、高橋和樹委員より、反対の立場で、「7款商工費1項5目、温泉観光施設費4,453万8,000円のうち、鶴ヶ池荘消防制御盤修繕工事にかかる予算2,093万2,000円が計上されている。市営温泉施設全体の今後の方向性について説明はあったものの、そもそも鶴ヶ池荘は現在休止中の施設であり、その施設に対してこれほどの額を投入することは非常に無駄だ。消防法に基づき必要となる修繕であれば、制御盤を新品に交換すること以外の安価に修繕できる方法について直ちに調査して修繕してほしいが、これまでの説明では現段階でこの予算を確保するわけにはいかないため反対する」との討論がありました。

本案について、起立採決の結果、起立なしにより否決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、令和6年度横手市水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「赤字予算となった要因はどこにあるのか。また、起債の利息が減少したのはなぜか」との質疑に対し、当局より、「給水収益の減が大きな要因であるが、併せて、薬品などの資材高騰の部分を収益で吸収しきれていないことも挙げられる。利息については、起債の償還ピークが過ぎたことが理由である」との答弁がありました。

また、「横手市における管路の耐震化率はどのくらいか。また、能登半島地震を見ると、水道管の更新をもっと進めていく必要があると思うがどうか」との質疑に対し、当局より、「基幹管路の耐震化率は令和4年度末で34.8%となっている。能登半島地震では道路自体が破壊されているため、どのような耐震化の管路を布設しても壊滅状態になるのではないかと思われる。将来にわたって安定的に供給するために毎年適正な規模で更新していく方針に変わりはないが、厚生労働省から国土交通省に所管が変わることにより、補助率が上昇したり別の有利な事業を活用できれば、少しスピードアップさせることも可能だと考えている」との答弁がありました。

また、「有収率が低いことが横手市の経営上の大きな問題点であり、水道料金を値上げする前に集中的に費用をかけて対策するべきだと思うが、見通しや目標についてどのように考えているか」との質疑に対し、当局より、「令和5年度においては有収率75.1%という目標を掲げている。今年度の取り組みの結果、昨年度に比べて2%ほど改善できると見込んでいる。老朽管更新箇所を選定にあたっては塩ビ管を中心に優先して計画するなど、できるだけ費用対効果がある箇所を選定していきたいと考えている」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、令和6年度横手市下水道事業会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、「大森浄化センター整備事業について、工事の進捗状況はどのようになっているか」との質疑に対し、当局より、「3月中に機械設備工事、電気設備工事、建物周囲の整備工事が完成し、検査を行う予定となっている。また、消防検査や建築主事検査も受ける予定である」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。

予算決算委員会総務文教分科会分科会長報告

総務文教分科会に委嘱になりました部分について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、議案第 45 号、令和 6 年度横手市一般会計予算について、主な質疑と答弁を申し上げますと、歳出 2 款、総務費では、「本庁舎の庁舎管理費について、例年 1 億円弱の予算が今回は 3 億円弱と増えているが、どのようなことを行うのか」との質疑に対し、当局より、「来年度は、大きなものでは照明の LED 化改修工事を予定しており、地下から屋上までの約 1,700 基ある照明を全て LED 化する。また、受変電設備等改修工事に加え、劣化診断調査業務委託として、建設後 35 年経った本庁舎の配管、外壁の状況を含めて現在の劣化度を客観的に把握し、今後の庁舎長寿命化の基礎資料とする調査を予定している」との答弁がありました。

また、「財産経営推進計画実施事業について、新規に多くの公共施設の解体事業が計画されている。解体後の敷地の利活用は決まっているのか」との質疑に対し、当局より、「予算計上しているものの多くがアスベスト調査であり、今後、解体に向けて事業を進めて行く予定である。解体後の敷地については、どのような利活用ができるのかを考え、場所によってはサウンディングや公売も検討していくことになる。これまで解体してきた場所においても、草刈りをしながら管理しているところも多くあり、自主財源確保に向けていけるよう努力していきたい」との答弁がありました。

また、「移住定住促進事業が重点施策に位置付けられているにも関わらず、324 万円の減額となっている。この事業は首都圏一極集中を解消するための国の補助金が主であることは承知しているが、市として重点施策に掲げ人口減を少しでもなんとかしたいのであれば、独自の移住対策に取り組むべきだ。市の本気度が試されており、これから各自治体の力の差が出てきかねない事態になると思われるがどうか」との質疑に対し、当局より、「市独自の取り組みとしては、昨年 10 月から、市内において一定期間生活体験ができる場所を提供する横手暮らし体験事業を実施し、延べ 5 組の方が利用している。今年度は体験ツアーも実施したが、移住希望者が抱く不安を解消できるものにはならなかったため、来年度は体

験ツアーは行わず、市内に滞在して生活体験をしてもらう。移住支援金のような一過性の市独自の支援策は考えていないが、どうしたら横手に長く住み続けてもらえるかということに注力した事業を今後も考えていきたい」との答弁がありました。

また、「新年度から地域おこし協力隊員を増員するようだが、人材不足を補うための活動にしか見えない。隊員には、どのような活動を期待し募集しているのか」との質疑に対し、当局より、「民間団体に隊員の受け入れを委託することで、行政では限られている自由度の高い活動が期待される。また、市内の事業者と連携することで、他業種との相乗効果が生まれることによる地域産業の活性化や経済波及効果なども図られることに加え、任務終了後にはその企業への正社員としての雇用も想定され、移住・定住にもつながっていくことなどを期待し、募集している」との答弁がありました。

また、「地域公共交通費について、運転免許証を自主返納された方へ1万2,000円分の回数券を支給しているが、一方で福祉のほうでは年間3,000円分の交通助成券を支給する制度がある。どちらも交通機関を利用できるというもので、対象者も重なる部分があり、統一したほうが利用者にとってシンプルで分かりやすいのではないか」との質疑に対し、当局より、「地域公共交通活性化協議会の事業として行っている免許証自主返納者への支援については、1人につき1回限りであり、建付けとしては免許返納を促すきっかけづくりの面が大きいと考えている。一方で、交通助成券交付事業は福祉施策として毎年度実施するものであり、統一するとなると難しい課題が出てくると思われる。将来的にはそれが可能かどうかを考えていく必要があるが、現時点では、免許証自主返納者に対し交通助成券交付事業も周知するなど、引き続き連携しながら取り組んでいきたい」との答弁がありました。

また、大型公共施設整備事業について、「市民会館実施設計の見直しに係る4,400万円の根拠は何か」との質疑に対し、当局より、「実施設計を一から見直すと約2億円の試算になるが、コンセプトは変えずに事業費の削減につながるような構造の見直しや工期の短縮につながるような工法の検討、設計単価の入れ替えなどにポイントを絞った場合の業務量を約600人日と想定して積算したものである」との答弁がありました。

また、「市民会館の全体事業費の財源は、固まっているのか」との質疑に対し、当局より、「今現在、固まっていない。しかし、来年度中におい

て、今回予算計上している中心市街地活性化基本計画の策定により、暮らし・にぎわい再生事業補助金の獲得や、地方債についても活用できるものがないか関係省庁と協議し、新たな財源の活用を目指していきたい」との答弁がありました。

また、「財源が固まっていないうちに4,400万円を追加するのか。全体事業費が130億円になったら断念すると、市長ははっきり答弁している。できるかどうか分からない事業に予算を提案することは、地方自治法第222条の規定に抵触していると考えがどうか」との質疑に対し、当局より、「自治法第222条の解釈について、例えば先に提案した報酬関連の条例については、当然予算の裏付けがないまま提出してはならないという意味である。予算案については、今回提案している4,400万円の設計費については、財源は一般財源である。市民会館の実際の事業費を提案する際は、きっちりとした裏付けを持って提案する。当該規定には抵触しないと考える」との答弁がありました。

また、「見直し設計費の財源は一般財源ということだが、その本体の市民会館の事業そのものの財源が全く決まっていないものについて、予算はつけられないのではないか」との質疑に対し、当局より、「市民会館の整備について、3月補正の中で継続費を廃止としたが、それをもって市としてこの整備自体を白紙にしたわけではない。入札を取り下げた経緯もあったが、引き続き財源の調達や工期の短縮、工法の見直しなど整備費の抑制につながるようなことができないか再度検討しながら整備を目指すスタンスである。そうした観点から、今回の設計費は、市民会館の整備に向かうための必要な事業として提案している」との答弁がありました。

本案については、審査を休憩し、委員間討議を行いました。

再開後の審査では、「財源については、公共施設等適正管理推進事業債などを活用し、足りなければ一般財源との話であった。想定される財源と財政見通しについて、口頭ではなく資料で示して欲しい。これは税金で行う事業だ。根拠を示してもらわないと、市民に対しての説明や判断もできないと考えがどうか」との質疑に対し、当局より、「全体事業費が固まらない中で、財源計画を立てるのはまだ難しい段階ではある。しかし、市民会館の継続費を廃止する前の事業費を前提とした財政見通しは試算しており、それであれば示すことはできる。ただし、これから設計を見直ししていくことから、正確な数字ではなく、財源内訳について

は合併特例債を充てた形の試算となる」との答弁がありました。

また、「財源と財政見通しを示した上で、当初予算ではなく、速やかに臨時議会を開いて補正すればいいのではないか。それが間に合わないとなれば、その具体的なスケジュールを示すべきではないか」との質疑に対し、当局より、「財源には合併特例債の活用も見込んでおり、それには期限がある。そのため、少なくとも来年度中には関連する整備の予算等を想定しなければならず、当初予算で提案したものである。スケジュールについても財源の資料と合わせて提示する」との答弁がありました。

この後、当局から市民会館整備事業のスケジュール、財源見込み、財政見通し等に係る資料の提出があり、説明がありました。

2 款では、このほか「職員が出張する際の宿泊料の見直し」や「若者出会い応援事業の交際費用一部助成の要件」、「市のデジタル化の推進状況」についての質疑がありました。

9 款、消防費では、「孤立集落用衛星携帯電話は何台集落へ配置しているのか。また、定期的に試験通話などは行っているか」との質疑に対し、当局より、「6 集落に 1 台ずつ貸し出ししている。また、通信の訓練や点検は各地域局で行っている」との答弁がありました。

また、「高機能消防指令センターの更新について、先般、救急車がアンダーパスを通過する際に、アンテナを損傷し遅延が生じた事例があった。出動ルートについて、高さ制限などの状況を把握することはできるのか」との質疑に対し、当局より、「現在のシステムは、平面的な車両や道路の幅をベースにルートを表示するものとなっている。今回の事故を受け、アンダーパスなど改めて市内全域を調査し、システム設定を変更した。併せて、車両内や出動ルートを確認する端末にも車両の高さを分かるように表示したことに加え、地図データにも各アンダーパスの高さを表示することとした。なお、更新するシステムについては、高さに関する情報についてもルート表示に加えることを検討している」との答弁がありました。

10 款、教育費では、「学校生活サポート事業において、複式学級指導支援員 1 名を配置とあるが、これは複式学級ができたということか」との質疑に対し、当局より、「来年度、栄小学校の 2、3 年生が複式学級になる。配置される教員数は児童数に応じて決定されるが、児童数が来春 62 名と少数になり、2、3 年生の授業を 1 人の教員が担当することになる。可能な限り複式の授業を解消するため、支援員を配置する」との答弁が

ありました。

これに対し、委員より「学校統合など大きな問題となりそうだ。教育委員会のみではなく、全庁をあげて少子化対策に取り組まないはずい。子どもたちがしっかり教育を受けられるよう対応をお願いしたい」との意見がありました。

また、「スクールバス運行事業について、53台ものバスを所有し、運転手の平均年齢は67歳ほどとなっているとのことだが、一線を退いた方に運転してもらっているという現実があると思う。将来的に運転手をこのまま確保できる見通しはあるか」との質疑に対し、当局より、「現在はやりくりできているが、将来的には一定数の運転手の確保が難しい状況が出てくるかもしれない。その際は、バスルートの再編や、人数が少ない場合はバスではなくワンボックスカー等に変更するなど総合的に検討しながら運転手確保が厳しい状況に対応していく必要があると考える」との答弁がありました。

これに対し、委員より「人口減少が激しく、様々な職種で高齢化が進み、運転手もそういう現実が近い。子どもも減っているため、バスを走らせなくても良くなる地域も出てくるなど多くの問題が複雑に絡むため、全体的な見通しを早めに立てて欲しい」との意見がありました。

10款では、このほか「SINET接続による効果」や「新横手体育館開館に向けた大会誘致」についての質疑がありました。

12款、公債費では、「公債費の償還について、予算全体に占める割合が大きいと感じる。将来的に、これ以上の公債費の増はなかなか難しいと考えるが、その判断基準は」との質疑に対し、当局より、「ここ数年は大型の事業を予定している。その事業実施にあたっては、ほとんどが起債の借入れを予定しており、今後はどうしても償還額が膨らんでいくと分析している。そのため、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費の歳出総額に対する比率について、現在45%位を占めているが、その前後を維持するような形で財政運営していきたい」との答弁がありました。

その他の歳入では、「市民税について、個人、法人ともに前年度より相当な減額となっているが、今後もこのような見通しなのか」との質疑に対し、当局より、「個人市民税については、個人消費生産活動が持ち直しの傾向にあることや、最低賃金の改定、賃上げに伴い、給与所得の増加が見込まれることから前年度予算額を上回ることで試算していた。しか

し、定額減税実施の影響が3億1,000万円ほどあり、その結果、個人市民税は減額となった。法人市民税については、歴史的な円安の状況下で原材料調達コスト上昇の影響を受け、収益が押し下げられている企業が多い状況にあり、減額となった。法人市民税についてはこの傾向がしばらく続くと予想される」との答弁がありました。

本案について、討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、令和6年度横手市財産区特別会計予算については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、報告を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします。